

賃貸借契約書（案）

- 1 契約名 職員ポータルシステム等用ソフトウェアライセンス等賃貸借契約
- 2 契約期間 契約締結日から令和13年1月31日まで
(履行期間：令和7年4月1日から令和13年1月31日)
- 3 履行場所 佐賀県総務部行政デジタル推進課が定めた場所
- 4 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥)

内訳

期 間	月額（税込）	支払総額（年度）
令和7年4月～令和8年3月	¥ -	¥ -
令和8年4月～令和9年3月	¥ -	¥ -
令和9年4月～令和10年3月	¥ -	¥ -
令和10年4月～令和11年3月	¥ -	¥ -
令和11年4月～令和12年3月	¥ -	¥ -
令和12年4月～令和13年1月	¥ -	¥ -
合計		

上記の調達について、発注者 佐賀県 を甲とし、受注者 を乙として、次の条項により、契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

(総則)

- 第1条 乙は、別添「職員ポータルシステム等用ソフトウェアライセンス等賃貸借契約に関する仕様書」（以下、「仕様書」という。）に従い、ライセンス等を賃貸し、甲はこれを賃借する。
- 2 ライセンス等の内容及び数量の詳細は、仕様書のとおりとする。
- 3 第1項の仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(契約保証金)

- 第2条 本契約における契約保証金は金〇〇〇円とする。
- 2 前項の契約保証金には利息を付けない。
- 3 甲は、乙が契約ををすべて履行したとき、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

る。

4 乙は第1項に定める契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条に掲げる担保を供することができる。

※契約保証金免除の場合

第2条 本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第○号により免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(費用の負担)

第5条 この契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(賃借料の請求及び支払い)

第6条 甲は、頭書記載の契約金額を賃借料として乙に支払うものとする。

2 賃借料については、令和7年4月1日より月々発生するものとする。

3 乙は、前項の賃借料の支払請求書を使用終了月の翌月以降に甲に対して提出するものとする。

4 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に対して賃借料を支払うものとする。

5 甲の責に帰すべき理由により前項の規定による賃借料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して賃借料に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(契約不履行の場合の措置)

第7条 乙の責に帰すべき理由によりライセンス使用期間の始期にライセンス等の使用ができない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

2 前項の遅延損害金は、契約金額に対して遅延日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 第1項の規定により甲から損害金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から損害金支払日までの日数に応じて、損害金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何等の催告なく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 重大な過失又は背信行為があったとき。

(2) 支払の停止があったとき、又は、差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、これに順ずる処分を受けたとき、または、会社更生手続きの開始、民事再生手続きの開始、破産、若しくは競売の申し立てを受けたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (6) 仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責を負わないものとする。
- 3 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

(違約金)

- 第9条 乙は、前条第1項の規定により甲が契約を解除したときは、契約金額の100分の10の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、乙から納付された契約保証金又は契約保証金に代わるものとして提供された担保をもって違約金に充当することができる。
 - 3 第1項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

※契約保証金免除の場合

- 第9条 乙は、前条第1項の規定により甲が契約を解除したときは、契約金額の100分の10の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(賠償責任)

- 第10条 乙の責に帰すべき理由により生じた瑕疵によって甲及び第三者に損害が生じた場合には、乙は損害賠償責任を負うものとする。
- 2 乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとする。
- また、甲の責に帰すべき事由によって契約が解除された場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償

額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定により甲から損害賠償の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から損害賠償支払日までの日数に応じて、損害賠償額に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

4 第8条第3項の規定により、本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損害があるときは、乙はその損害について甲に対し請求することができる。なお、その金額については甲乙協議にて定める。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(補則)

第12条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和7年 月 日

甲（発注者） 住所 佐賀市城内一丁目1番59号
氏名 佐賀県総務部
行政デジタル推進課長 土井 慎一 印

乙（受注者） 住所
氏名
印